## 改定前(2012年3月12日付) 改定後(2012年6月11日付) 第16条 4項 第16条 4項 (2)会員がソフトバンクBB光サービスの契約成立後に無線 (2)会員がソフトバンクBB光サービスの契約成立後に無線LAN LAN地デジパックの申し込みを行った場合、無線LAN地デジ 地デジパックの申し込みを行った場合、無線LAN地デジパッ クの課金開始日は無線LAN地デジパックの申し込みを行った パックの課金開始日は無線LAN地デジパックの申し込みを 行った日から起算して7日後が属する月の翌月1日とします。 日から起算して7日後が属する月の翌月1日とします。地デジ また、無線LAN カードのレンタル契約、地デジチューナーの チューナーの課金開始日後に無線LAN地デジパックの申し 込みを行った場合、無線LAN地デジパックの申し込みを行っ レンタル契約成立後に無線LAN地デジパックの申し込みを 行った場合、無線LAN地デジパックの申し込みを行った日か た日が属する月の翌月1日より無線LAN地デジパックの利用 料金が適用されます。また、地デジチューナーの契約成立後 ら起算して7日後が属する月の翌月1日より無線LAN地デジ で課金開始日前に無線LAN地デジパックの申し込みを行なっ パックの利用料金が適用されます。 た場合、地デジチューナーの課金開始日より無線LAN地デジ パックの利用料金が適用されます。